

令和4年10月31日（月）
【照会先】
雇用環境・均等局
職業生活両立課：平岡、新平
（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

令和4年12月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

（注）以下は、事業主等の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様に支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度を設け、令和4年11月30日までの間に取得した休暇について支援を行っています。

同制度について、令和4年12月～令和5年3月の内容は以下及び別紙をご参照ください。申請様式等の詳細については、改めて厚生労働省ホームページにてご案内いたします。

1. 「小学校休業等対応助成金・支援金」について

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）
休暇中に支払った賃金相当額×10/10を助成する点に変更はありません。
日額上限について、別紙の通りとする予定です。

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）
就業できなかった日について、1日あたり定額で支給する点に変更はありません。
支給額について、別紙の通りとする予定です。

2. 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間の延長

小学校休業等対応助成金に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を、令和5年2月28日までの期間、全国の都道府県労働局に設置しています。この設置期間も、延長する予定です。

3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じていただけない場合に、令和4年11月末までに取得した休暇と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が個人で申請できることとする対応も、令和5年3月末までに取得した休暇について行う予定です。

【問い合わせ先】
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
電話：0120-876-187
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども（共通）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
 - ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

※**個人申請**：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年12月～令和5年3月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年10月～11月	令和4年12月～令和5年3月
小学校休業等 対応助成金 (日額上限額)	原則的な措置	8,355円	8,355円
	特例(※)	12,000円	
小学校休業等 対応支援金 (支給額)	原則的な措置	4,177円	4,177円
	特例(※)	6,000円	

(※) 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主